

間伐の確認及び、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

一般社団法人木材表示推進協議会

制定平成24年10月31日

平成26年6月25日改訂

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行にともない、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたため、既存の建築材料、製紙用の利用への影響を及ぼさないように配慮しながら、発電用の木質バイオマスが円滑に供給されるよう、林野庁は電力利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインを公表したところである。

また、平成22年度より、グリーン購入法の基本方針の改定により、国などが調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐を原料とした指定が行われることとなり、製紙原料の間伐由来の確認を行う必要が出てきている。

これらを踏まえ、一般社団法人木材表示推進協議会（以下「本協議会」という）は、樹種、原産地、加工種類の自主的表示、原料の合法性、持続可能性の証明とともに

- ・ 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電用の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給にかかる証明の取り組み
- ・ コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙原料チップが間伐材由来であることの確認への取り組み

をすることとし、これに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

（既存利用と森林の循環利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

1 本協議会は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう、また森林の循環利用に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

（間伐材を原料として使用したコピー用紙の普及促進）

2 本協議会は、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給等を通

じ、間伐材を原料としたコピー用紙の普及促進に資するよう努力するものとする。

(会員事業者等の認定)

3 林野庁が策定した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、本協議会の業務方法書、自主表示規則、会員資格審査基準など諸規程に、間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事項を規定し、これに基づき本協議会の会員事業者等の認定を行い、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

(情報の公開)

当協議会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。